

令和6年能登半島地震により損壊した家屋等の解体及び撤去を既に自費で  
実施した者への費用償還に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、令和6年能登半島地震による災害（以下「災害」という。）により市内において損壊した家屋等（以下「損壊家屋等」という。）について、生活環境保全上及び公衆衛生上の支障の除去並びに二次災害の防止を図るため、自らの費用で災害廃棄物の解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。）を実施した者に対して、市が解体及び撤去に要した費用に対して民法（明治29年法律第89号）第702条に基づく償還（以下単に「償還」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において「損壊家屋等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 個人の住家であって、当該住宅が半壊以上の被害を受け、当該被害について災証明書の交付を受けたもの
- (2) 個人が所有する住家以外の建物又は事業所等（中小企業者等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は法人税法第2条第6号に規定する公益法人等（以下「中小企業者等」という。）が所有するものに限る。）であって、当該住家以外の建物等が修理しても使用できない被害を受け、当該被害について災証明書又は被災証明書の交付を受けたもの
- (3) 前号に掲げるものと同一の敷地に附属する損壊が著しい門、塀、擁壁その他の工作物及び立木（以下「撤去対象物」という。）であって、当該同号に掲げるものと一体的に解体及び撤去が行われなければ、当該同号に掲げるものの解体及び撤去を実施できないと市長が認めるもの

(対象となる損壊家屋等)

**第3条** 償還の対象となる損壊家屋等の解体及び撤去は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 早急に解体及び撤去をしなければ人的及び物的被害を引き起こすおそれがあり、かつ、生活環境保全上及び公衆衛生上の支障の除去並びに二次災害の防止のため、自らの費用で解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。）を実施したものであること。
  - (2) 災害時において現に使用していたものであること。ただし、倒壊による安全上の支障のおそれその他のやむを得ない事情があるものとして市長が認めるものについては、この限りでない。
  - (3) 地上部分であること。ただし、当該地上部分と一体的に解体及び撤去をする必要があると市長が認めるものについてはこの限りでない。
  - (4) 当該損壊家屋等の所有者又はその委任を受けた者（以下「所有者等」という。）と解体及び撤去を行う者（以下「解体業者」という。）との契約が令和6年1月1日から令和6年4月30日までの間に締結されたものであること。
- 2 償還の対象となる費用は損壊家屋等の全てについて行った解体及び撤去に要した経費とし、損壊家屋等の一部について行った解体及び撤去に係る経費は対象としない。

3 償還の対象となる経費は、損壊家屋等の解体及び撤去に要した費用のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 上屋解体費
- (2) 基礎部分解体費（上屋解体に伴うものに限る。）
- (3) 付属物等撤去費（上屋解体に伴うものに限る。）
- (4) 廃棄物処理費（収集、運搬及び処分に係る経費）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

（償還の額）

**第4条** 償還の額は、前条第3項各号に掲げる経費について市長が別に定める基準額を基礎として積算した額と次条第1項の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）が解体業者に支払った額のいずれか低い額とする。

（申請）

**第5条** 償還を受けようとする者は、損壊家屋等の解体及び撤去に係る費用償還申請書（様式第1号）に別表に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、令和6年5月31日とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

（償還の決定）

**第6条** 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る償還を決定したときは、交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、償還が不相当と決定したときは、別に定める不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、前条第1項の規定による申請の内容について疑義がある場合その他必要と認める場合には、現地調査その他の必要な調査を行うものとする。

（償還の交付請求等）

**第7条** 前条第1項の規定による償還の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知書の発行日から起算して30日を経過する日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 損壊家屋等の解体及び撤去に係る費用償還金請求書（様式第4号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（償還の決定の取消し等）

**第8条** 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により償還を受けようとし、又は受けたことが明らかになったときは、当該決定の一部又は全部を取り消し、交付決定取消し通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により償還の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に経費の償還が行われているときは、当該経費の償還を受けた者に対し、その返還を命じるものとする。

（雑則）

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。